

狹山市立中央図書館変圧器更新工事

設 計 図

電気設備工事特記仕様書

- 1 工事概要

1.1 工事名

1.2 工事場所

1.3 工期

1.4 工事科目

1.5 指定部分

1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間

1.7 建物概要

1.8 工事概要
- ・ 電灯設備

・ 動力設備

・ 配電設備

・ 雷保護設備

・ 受変電設備

・ 電力貯蔵設備

・ 発電設備

・ 構内情報通信網設備

・ 構内交換設備

・ 情報表示設備

・ 映像、音響設備

・ 拡声設備（非常放送設備）

・ 誘導支援、呼出し設備

・ テレビ共同受信設備

・ テレビ電波障害防除設備

・ 監視カメラ設備

・ 駐車場管制設備

・ 防犯、入退室管理設備

・ 自動火災報知設備

・ 自動閉鎖設備

・ ガス漏れ火災警報設備

・ 配電制御設備

・ 中央監視制御設備

・ 医療関係設備

・ 昇降機設備
- 1.5 指定部分

1.6 主任技術者又は監理技術者の専任期間
- 1.7 建物概要

1.8 工事概要

1.9 同時期発注の関連工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様

1.9 同時期発注の関連工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様

- 1.9 同時期発注の関連工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様
- 1.9 同時期発注の関連工事

2 工事仕様

2.1 共通仕様

項	目	特記事項
①	機材等	本工事に使用する機材等は、設計図書に規定するもの又はこれと同等のものとす。なお、資材名、製造所名および発注先を記載した報告書を監督員に提出し承諾を受けるものとする。 使用機材等については、アスベスト含有の有無を確認し、アスベストを含む機材等は使用しないこと。 「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」に基づく特定調達品目に該当する機材を使用する場合は、原則として、その判断の基準、配慮事項を満たすこと。 調達する工事材料は、埼玉県産とするよう努めるものとする。
2	施工条件	施工時間 ※行政機関の休日に関する法律（S63第91号）に定める行政機関の休日以外。 ・上記以外の時間に施工する場合は事前に監督員と協議すること。
③	工事用電力・水	本工事に必要な電力及び水などの費用は、受注者の負担とする。
4	工事用仮設物	すべて受注者の負担とし、構内につくことができる。
5	足場・さんばし類	※別契約の関連工事の受注者が定着したものは無償で使用できる。 ・本工事とする。
6	監督員事務所	本工事で、設ける（規模） ※設けない
⑦	保険	受注者は工事目的物及び工事材料について契約期間の期間中、これを火災が保障対象になっている組立保険等にかけて、証書の写しを監督員に提出する。 受注者は法定外の労災保険に付し、証書の写し等を監督員に提出する。
8	再使用機材	取外し再使用機材は、清掃及び絶縁抵抗測定等を行い、機能が良好なことを確認した上で取付る。なお、その測定結果表を監督員に提出する。
9	建設リサイクル法の適用	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の適用について ※ 適用する（契約金額による） ・ 適用しない
10	完成図書の電子納品	完成図書の電子納品ガイドライン ※ 適用する ・ 適用しない 完成図の表紙及び背表紙には、工事名、受・発注者名、完成年月を記載すること。また、完成図の中に主要機器一覧表（名称、製造者名、形式、容量又は出力、数量等）を記載すること。 県営住宅の完成図の提出部数は、A 3 2 折つり製本 4 部とする。
①	発生材処理	引渡を要するもの以外は構外に搬出し、適切に処理する。 （構外搬出処理費は、※本工事・別途） （1）引渡しを要するもの（ ） （2）買取処分をするもの（銅屑・鉄屑） （3）再生資源化を図るもの（蛍光管） 蛍光管等は再資源化施設等に搬入し、全てリサイクルするものとする。 （4）特別管理産業廃棄物（ ） ※処理に先立ち計画書を提出し、処理後は調査を提出すること。

12	金属電線管の塗装	露出配管は原則として塗装を行う。ただし、機械室、倉庫等の露出配管は塗装を行わない。 また、屋外で溶融亜鉛メッキ電線管を使用する場合は、塗装を行わない。 ただし、見えかけり部の塗装については監督員の指示による。 壁等の鍍は、既存壁及び別途工事の鍍との整合を極力図るものとする。
13	鍍	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
14	地中電線路	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
15	回路の種別	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
①9	電線の接続	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
17	電線管の接続	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
18	接地工事	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
19	建設発生土の処理	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
20	再生砂・再生アスコン	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
21	耐震施工	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
22	あと施工アンカー	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
23	はつり及びあと施工アンカー打設	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
24	改修部分の足場	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
25	墜落制止用器具（フルハーネス型）	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。

26	アスベスト事前調査結果の報告	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。
②	その他	（1）管路等の敷設に伴う敷き均し土は、標準仕様書のほか下記及び図面特記による。

項	目	特記事項
1	電灯設備	（1）配線器具 スイッチ・壁付コンセント(2P15A)は適用形とする。なお、2ロコンセンは様式を使用してもよい。 フラッシュプレートは原則としてステンレス又は新金属を使用する。 ただし、県営住宅における住戸内のフラッシュプレートについては、樹脂プレートを使用することができる。 コンセント器具に具備されている送り配線端子は使用してはならない。 （2）照明器具 防災用照明器具は、建築基準法による非常用照明器具及び消防法による誘導灯とし、関係法令に適合したものとする。 （3）照度測定 電灯設備工事に際し、新営工事の場合は新設後の、改修工事の場合は改修前と改修後の照度測定をJIS C 7612「照度測定方法」により、学校においては学校環境衛生基準により実施すること。 （4）分電盤 分電盤の塗装色は、監督員の指定した色とする。 （5）継接 天井又は壁埋込みの場合のボックスは、塗しろカバーと仕上り面とが10 mm 程度以上離れる場合は継接を使用する。ただし、ボード張りで、ボード裏面と塗しろカバーの間の隙が離れないように施工した場合は、継接を必要としない。 （6）位置ボックスの省略 ケーブルこがし配線で、位置ボックスの図面特記がなく、かつ、照明器具に送り配線端子が具備されている場合は、位置ボックスを省略しても良い。
2	動力設備	（1）動力制御盤及び開閉器の塗装色は、監督員の指定した色とする。負荷用送り端子台は1 負荷につきU・V・W・E の4 P を原則とする。 （2）電動機等各負荷までの接続は、本工事とする。ただし、制御盤以降が別途工事の場合は、当該制御盤の電源側接続までとする。
3	雷保護設備	受雷部突針はL R 1 とする。
④	受変電設備	高 圧 引 込 引込み口は、設計図に示された位置を電力会社に再確認する。また、ケーブル等の埋設及び、その端末処理は監督員の立会いのうえで施工する。 高圧ケーブル端末部はシースずれ防止対策を施す。 （端末処理 ・ 耐塩用 ・ 一般用 ） 交流 3 相 3 線式 6. 6 kV 5 0 Hz 定格電圧 7. 2 kV 定格電流 A 定格電圧 kV 定格遮断電流 kA 動力用 6. 6 kVA x 1 台 電灯用 6. 6 kVA x 2 台 高圧進相コンデンサ kVar x 台 直列リアクトル ・ 6 % ・ 1 3 % kVar x 1 台 ネットワーク機器を盤内等に収納する場合は、放熱、耐塵等を考慮する。 ・ 直流電源装置 ・ 交流無停電電源装置 ・ （概要） ・ デーゼル発電装置 ・ ガスエンジン発電装置 ・ ガスタービン発電装置 ・ マイクロガスタービン発電装置 ・ 燃料電池発電装置 ・ 熱供給（コージェネレーション）発電装置 ・ 太陽光発電装置 ・ 風力発電装置 ・ （概要）

項	目	特記事項
8	構内交換設備	局線電話の引込位置は、第一種電気通信事業者と打合せのうえで施工する。
9	自動火災報知設備、ガス漏れ火災警報設備、拡声設備（非常放送設備）	（1）所轄する消防署と打合せのうえ、各関係条例等に従い施工する。 （2）総合盤内の接続は端子を使用し、回路名を記入しておくものとする。 （3）ガス漏れ警報設備の動作試験は、原則としてガス納入業者立会いのうえで行うものとする。
10	昇降機設備	特記なき場合の施工は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書（機械設備工事情）による。 なお、県営住宅の場合は、公共住宅建設工事共通仕様書による。

名 称		測 点	取付高さ（mm）	
			一 般	県営住宅
スイッチ（一般）		床上～中心	1, 3 0 0	1, 2 0 0
"（身体障害者用）		"	1, 1 0 0	1, 0 0 0
"（人感センサー切換用）		"	2, 0 0 0	2, 0 0 0
コネク、電話用7φ11φ、直列ユニット（一般）		"	3 0 0	4 0 0
"（和室）		"	1 5 0	2 0 0
"（台上）		台上～中心	1 5 0	5 0 0
防水型コンセント		床上～中心	5 0 0	5 0 0
分電盤、制御盤、開閉器箱		"	(上端1,900以下) 1,500	(上端1,900以下) 1,500
呼出ボタン（身体障害者用）		"	9 0 0	9 0 0
復帰ボタン（"）		"	1, 8 0 0	1, 8 0 0
廊下表示灯（"）		"	2, 0 0 0	2, 0 0 0
端子盤		"	(上端1,900以下) 1,500	2, 0 0 0

- 3 その他

3.1 他工事との取合区分

3.2 図面上の縮尺

3.3 疑義
- 3.1 他工事との取合区分

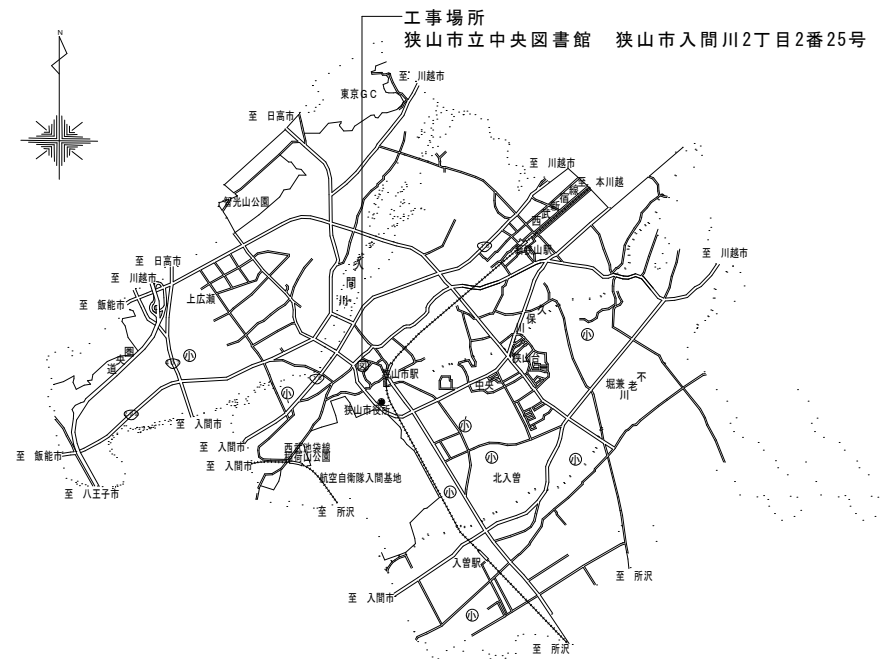
3.2 図面上の縮尺

3.3 疑義

舗装版切断時に発生する漏水の処理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、埼玉県電気設備工事特別共通仕様書に定めるもののほか、アスファルト舗装版切断時に発生する漏水（以下「漏水」という。）の処理に関し必要な事項を定めるものである。
第2条 受注者は、回収した漏水を次のとおり処理するものとする。 ・種類及び処理量 汚泥（油分を含む汚泥） m3 ・中間処理施設 市 地内、（株） ・処理方法 中間処理後、最終処分場に搬入（処理に焼却又は溶融含まず） ・中間処理後、最終処分場又は再資源化（処理に焼却又は溶融を含む）
2 受注者は、別の中間処理施設を選定する場合には、事前に監督員と協議するものとする。
第3条 受注者は、舗装版切断作業を行いながら漏水を可能な限り回収し、作業後速やかに回収した漏水を産業廃棄物の汚泥（油分を含む汚泥）として中間処理施設に運搬及び処理するものとする。
2 受注者は、汚泥の中間処理業の許可を受けている業者と産業廃棄物処分委託契約を締結しなければならないものとする。
3 受注者は、自ら運搬を行う場合を除き、汚泥の収集運搬業の許可を受けている業者と産業廃棄物収集運搬委託契約を締結しなければならないものとする。
4 受注者は、漏水の処理に関する履行について、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律において定める産業廃棄物管理票（以下「マニフェスト」という。）により管理するものとする。
第4条 受注者は、施工計画書において、漏水の回収、運搬及び処理に関する方法を定めなければならないものとする。また、中間処理業者及び収集運搬業者と第3条第3項及び第4項に基づき締結した委託契約書の写し及び許可証の写しを添付すること。
2 受注者は、工事検査時にマニフェスト原本を提示する。
第5条 漏水処理量については、舗装版の切断延長や切断厚が変わった場合を除き、原則として設計変更の対象としないものとする。
2 受注者は、舗装版切断時に漏水を生じない工法を使用する場合においては、事前に監督員と協議するものとする。
3 この特記仕様書に疑義等が生じた場合については、別途監督員と協議するものとする。

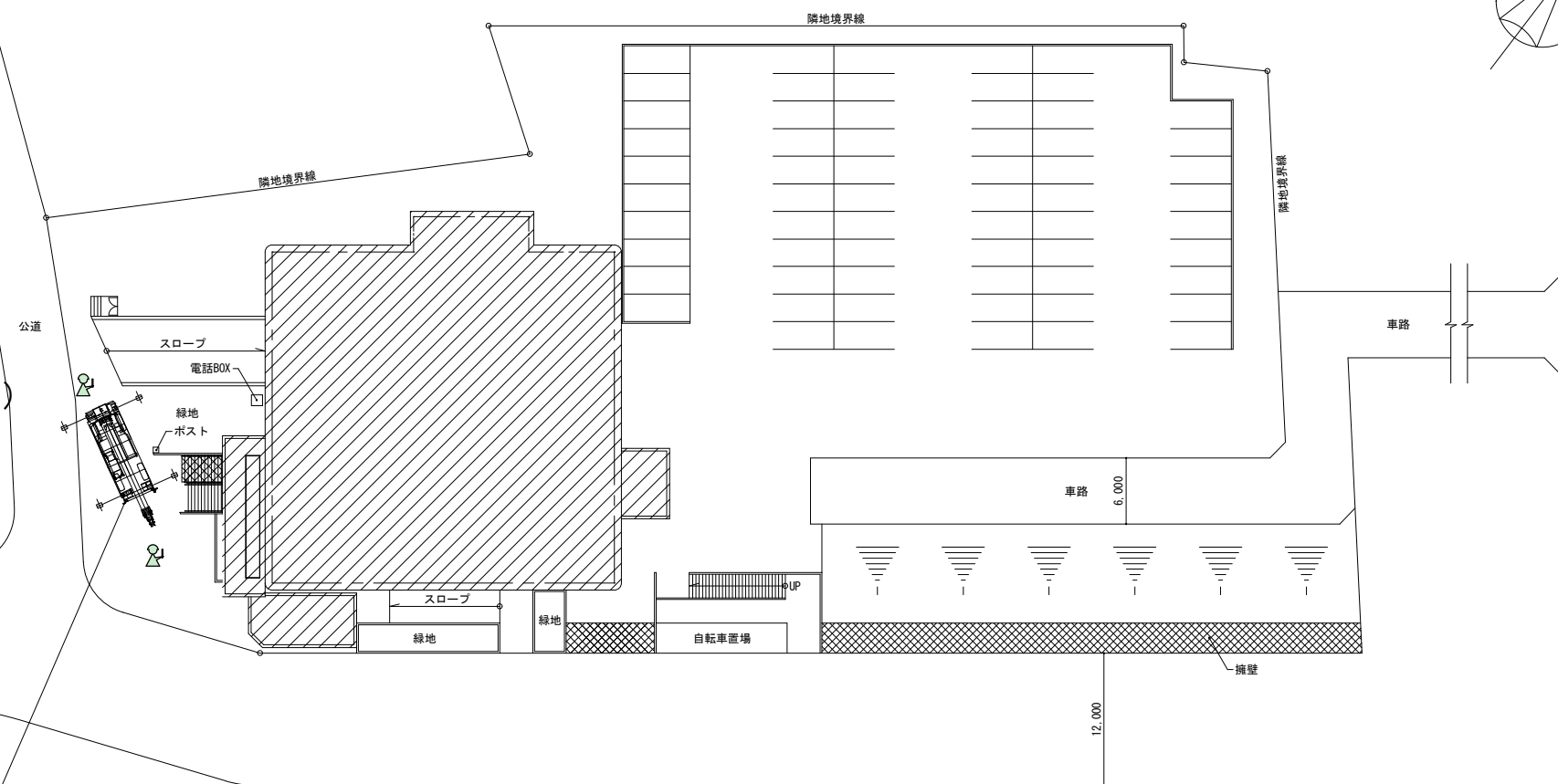
昇降機の適切な維持管理に係る特記仕様書
第1条 この特記仕様書は、昇降機設備工事（新設、増設又は更新）において、昇降機を常時適法な状態に維持できるよう必要な事項を定める。なお、この特記仕様書に記載されていない事項は、「昇降機の適切な維持管理に関する指針」（平成28年2月19日付け国土交通省住宅局建築指導課）による。
第2条 この特記仕様書における用語の定義は、次の各号による。
2 昇降機とは、本工事で施工した昇降機設備をいう。
3 発注者とは、本工事の発注者をいう。
4 受注者とは、本工事の受注者をいう。
5 製造者とは、昇降機の製造者をいう。
6 管理者とは、昇降機の引渡しを受け、施設管理を行う者をいう。
7 保守点検受注者とは、管理者からの委託により、保守・点検業務を受注した者をいう。
第3条 製造者または受注者は、次の各号に掲げる責任を果たすよう努めなければならない。
2 製造者は、製造した昇降機の部品等を、昇降機の引渡しから起算して耐用年数を勘案して適切な期間供給すること。
3 製造者は、適切な維持管理を行うことができるよう、管理者に対して維持管理に必要な情報又は機材を提供又は公開するとともに、問い合わせ等に対応する体制を整備すること。
4 製造者は、保守点検受注者からの依頼に対し協力すること。
5 受注者は、製造者に対し、前各号の規定を遵守するよう要請すること。
第4条 この特記仕様書に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者が協議して定める。

設計年月日	縮 尺	工 事 名 称	図 名	図面番号
	N S	狭山市立中央図書館変圧器更新工事	電気設備工事特記仕様書	O 1



案内図 N. S

- 工事対象建物
- ステージ足場設置（階段部）
- 交通誘導員



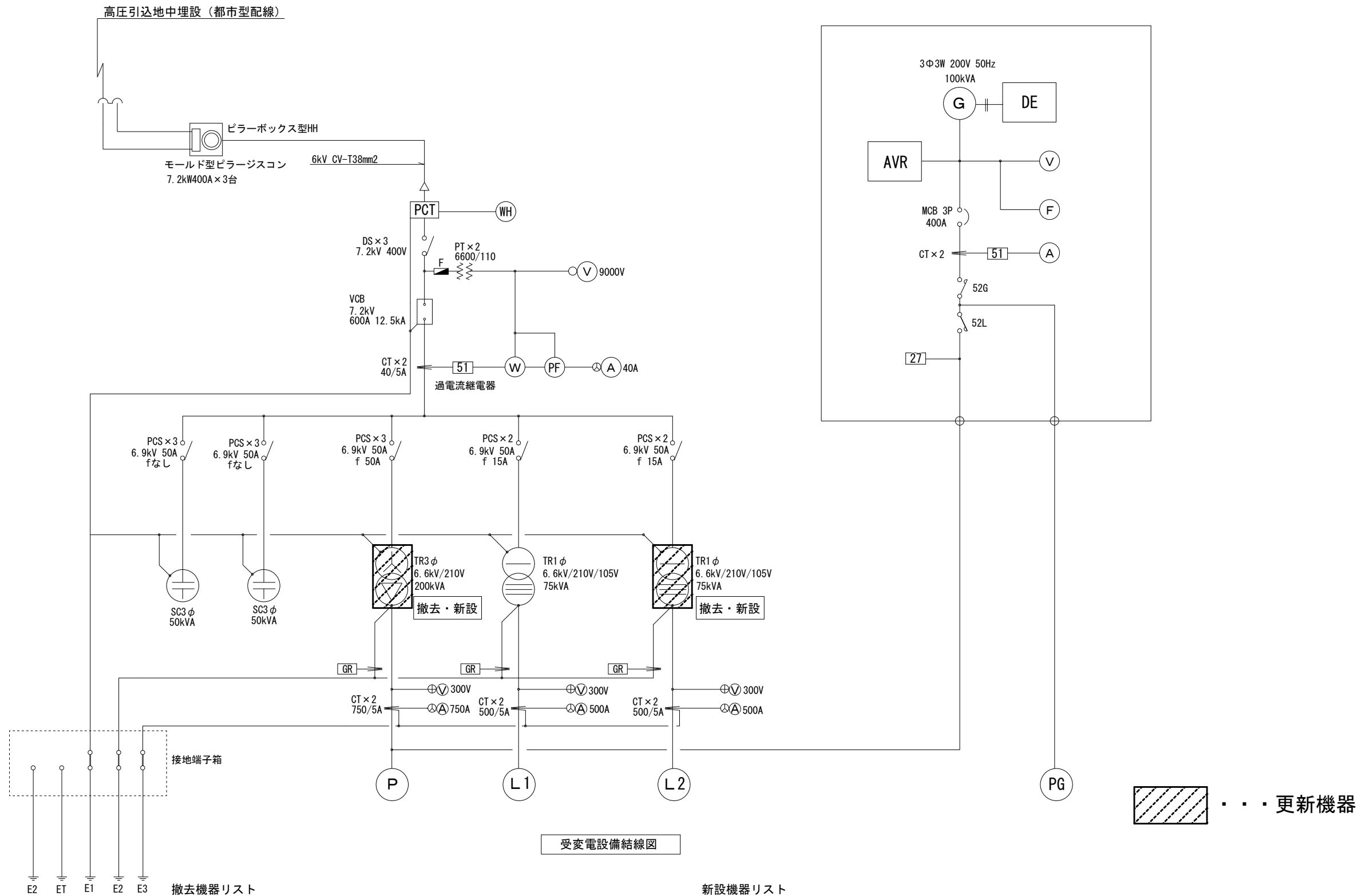
ラフタークレーン13t

配置図 1/500

【特記事項】

- 変圧器搬出入の際は階段部にステージ足場を設置し、ラフタークレーンにて積み下ろしを行う。
- 道路使用許可等の申請費用については、本工事に含むものとする。
- 撤去搬出した変圧器は監督員指示の仮置き場に仮置きする。その際、必要な養生・表示・仮囲いを行い保管する。（変圧器の運搬処分業務は別途発注とする）

	設計年月日		縮尺	工事名称	図名	
		狭山市生涯学習部教育施設管理課	S=1/500	狭山市立中央図書館変圧器更新工事	配置図・案内図	02



【特記事項】

- ・撤去変圧器はPCBを含むため、仮置きの際は必要な養生・表示・仮囲いを行い保管する。
- ・上記機器リストの撤去・新設を行う。
- ・変圧器更新に係る配線等副資材は本工事に含むものとする。
- ・工事前に十分な現場調査を行い、施工日については関係各所と調整を図ること。
- ・本工事に伴う必要な試験及び検査を行う。
- ・撤去した変圧器の処分場への運搬及び処分業務については、本工事に含まない。（別途発注）

撤去機器リスト

項 目	型式・名称	数 量
変圧器 TR3 φ 200KVA 6600/210V	RA-T 動力	1
変圧器 TR1 φ 75KVA 6600/210-105V	SF-T No.2電灯	1

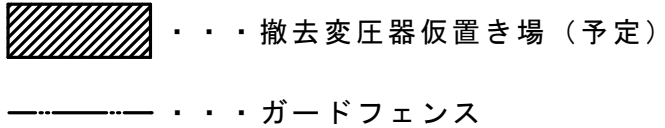


新設機器リスト

項 目	参考型式・名称	数 量
変圧器 TR3 φ 200KVA 6600/210V	RA-3R 動力	1
変圧器 TR1 φ 75KVA 6600/210-105V	SF-1R No.2電灯	1

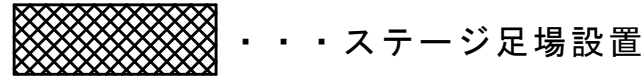
	設計年月日		狭山市生涯学習部教育施設管理課	縮 尺	工 事 名 称	図 名	
				N S	狭山市立中央図書館変圧器更新工事	受変電設備結線図	0 3

- ・撤去搬出した変圧器は監督員指示の仮置き場に仮置きする。その際、必要な養生・表示・仮囲いを行い保管する。
- ・撤去した変圧器の処分場への運搬及び処分業務については、本工事に含まない。（別途発注）



	設計年月日	狭山市生涯学習部教育施設管理課	縮 尺	工 事 名 称	図 名	
			S=1/150	狭山市立中央図書館変圧器更新工事	1 階平面図	0 4

- ・変圧器搬出入の際は階段部にステージ足場を設置し、ラフタークレーンにて積み下ろしを行う。（その他の部分についても必要に応じて足場等を設置する。）



	設計年月日	狭山市生涯学習部教育施設管理課	縮 尺	工 事 名 称	図 名	
			S=1/150	狭山市立中央図書館変圧器更新工事	2 階 平 面 図	0 5